

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## R 6 阿土 中林漁港 阿南・中林 機能保全計画策定業務 特記仕様書

### 1 機能保全計画見直し

#### (1) 計画準備

計画見直しに必要となる内容・資料の抽出、必要日数の検討を行い、業務計画書にまとめる。

#### (2) 資料収集整理

本業務を実施するにあたり必要な資料の収集整理を行う。なお、対象施設における既存資料（設計図書、設計資料、調査資料、施設台帳等）については原則として発注者から貸与する。

#### (3) 漁港概要作成

以下の漁港の基本情報について、現計画本文に追記更新を行う。なお、追記する資料は以下を予定しており、関連する資料については発注者から貸与する。

- ・ 漁港港勢
- ・ 徳島県圏域総合水産基盤整備事業計画

#### (4) 施設現況調書作成（該当がある場合のみ）

##### 1) 作成対象

前回計画時点以降に完成または改良した漁港施設とする。

##### 2) 内容

既存計画書の記載内容をベースとして、必要に応じて以下の内容を追加し、調書の更新を行う。

- ・ 補修設計にかかる委託業務報告書（現計画策定以降に限る。）
- ・ 補修工事記録（現計画策定以降に限る。）
- ・ 施設管理状況記録（日常点検等）

#### (5) 施設機能診断結果とりまとめ

##### 1) 検討対象

簡易調査（「簡易項目」及び「重点項目」）は全施設で実施する。

##### 2) 検討内容

簡易調査の結果により、改めて部材単位の診断を行うとともに、施設の安全性に及ぼす影響度を加味した施設全体の健全度評価の更新を行う。なお、それぞれの評価については水産基盤施設のストックマネジメントガイドライン（以下、ガイドライン）等を参考にすること。

#### (6) 機能保全対策検討

##### 1) 検討対象

今回簡易調査を実施する全施設を対象に実施する。

##### 2) 内容

###### ①詳細調査

必要に応じて詳細調査を行うものとする。内容は「2（2）詳細調査」に記載。

###### ②老朽化予測

老朽化要因の特定および老朽化予測を実施する。なお、老朽化予測手法については、水産基盤施設機能保全計画策定の手引き（以下、手引き）に基づき、以下を基本とする。

- ・ 鋼構造 平均腐食速度による予測
- ・ 鉄筋コンクリート構造 腐食発生限界濃度による予測
- ・ 無筋コンクリート構造 マルコフ連鎖モデルによる予測

### ③対策検討およびLCCの算定

#### ・ 補修工法

ガイドライン参考資料6、漁港施設機能保全対策事例集（以下、事例集）、漁港施設機能保全計画鋼構造物に関する保全対策の解説と事例（以下、鋼構造物事例集）のほか過去事例による選定を基本とする。

#### ・ 対策検討内容

将来予測をもとに、対策工法や対策時期が異なる複数（2～3案程度）のシナリオを設定し、過去実績などによる標準的な工事単価を使いシナリオごとにLCCを算定、コスト縮減効果および日常管理計画について記載する。なお、延命効果はガイドライン参考資料6における耐用年数、もしくは②における老朽化予測手法に基づき算出することを基本とする。また、ある特定時期に複数工事が集中することが想定される場合、施設ごとの優先順位（施設優先度※）を決定した上で年度別の予算平準化を図る。

※ガイドラインを参考に、「施設重要度」「漁港重要度」「施設健全度」の3つを評価指標とし設定することを基本とする。

## （7）機能保全計画検討

機能保全計画は、定期点検の結果や機能保全対策の実施を踏まえ、更新する。

## （8）照査、報告書

上記内容をまとめたものを、照査し報告書として、紙ファイル2部（本庁、出先）、電子媒体2部（正副各1部）を提出するものとする。

## 2 現地調査

現行の機能保全計画の見直しを目的に行うものとし、老朽化の程度の把握、健全度の評価を量的に行うため水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（以下、マニュアル）に基づき、全施設に対し「簡易調査（重点項目）」を行うものとする。

調査手法については、少なくとも1箇所、水産基盤施設の点検における新技術活用指針（以下、新技術指針）における「新技術」を活用するものとする。

### （1）簡易調査（重点項目）

定期点検で実施する簡易調査（重点項目）は全施設全スパンを対象とし、部材の老朽化度を評価するために実施する。目視（陸上及び海上）調査またはレッド等による簡易な水深計測等から、老朽化度評価基準に基づき部材ごとの老朽化度を評価する。

### （2）詳細調査

簡易調査（重点項目）の調査結果を受けて対策工を検討するに当たり必要に応じて実施する。項目は以下を標準とする。

①構造別	
・コンクリート構造物	圧縮強度試験 塩化物イオン濃度試験
・鋼構造物	鋼材肉厚測定 防食効果の残存期間の確認
②施設・部位別	
・外郭施設 本土工、基礎工	潜水目視調査
・係留施設 本土工、基礎工 エプロン	潜水目視調査 空洞化調査

### 3 その他

#### (1) 協議、打ち合わせ

協議、打ち合わせは着手時、中間、最終の3回を基本とし、遂行中に疑義が生じた場合は別途協議する。なお、本業務の契約以外の事務は、協議、打合せを含め、すべて本庁（農林水産部 生産基盤課 水産基盤整備担当）にて実施するものとする。

#### (2) 適用基準

計画見直しにあたっては、以下の水産庁資料を参考にするものとする。

その他港湾をはじめとして他分野の図書を参考にする場合は、用語等において定義や取扱いに漁港施設と異なる場合があるので事前に適用性を検討すること。

#### 【全般】

①水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（H27.5改訂）（略称：ガイドライン）

#### 【計画策定】

②水産基盤施設機能保全計画策定の手引き（H27.5改訂）（略称：手引き）

#### 【維持点検】

③水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（R2.9）（略称：マニュアル）

④無人航空機（UAV）を活用した水産基盤施設の点検の手引き（H31.3）

⑤センシング技術を活用した漁港施設の点検の手引き

⑥漁港施設における固有振動及び等価弾性波を用いた基礎部と堤体内部欠陥の診断手法

#### 【保全対策検討】

⑦漁港施設機能保全対策事例集（H30.11）（略称：事例集）

⑧漁港施設機能保全計画 鋼構造物に関する保全対策の解説と事例（改訂版）  
（略称：鋼構造物事例集）

#### (3) 現計画との整合性

現地調査結果を踏まえ、立案する機能保全計画については、対象施設における現計画と対比・整合性を確認し、必要に応じて対策方法の見直しを行う。

(4) その他

「現地調査」の[調査準備]、[成果]および[協議・報告]は、「機能保全計画検討」に含まれるものとする。「1 (5) 施設機能診断結果とりまとめ」に関し、参考とするガイドラインの具体的箇所は、以下を基本に考えている。

- ・評価実施単位 : ガイドライン P19 表-3.2
- ・部材老朽化評価 : ガイドライン P21 表-3.3 (a,b,c,d)
- ・施設の安全性に及ぼす影響度 : ガイドライン P23 表-3.4
- ・施設の健全度 : ガイドライン P24 表-3.6
- ・健全度評価 : ガイドライン P24 表-3.5

(5) 安全対策

本業務の安全監視船は延べ8日(作業日当たり1隻)を見込んでいる。なお、関係機関との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。また、作業完了後は、実績が確認できる資料(勤務伝票の写し他)を提出すること。

施設数	台帳 施設番号等	施設 区分	名称	延長 (m)	構造形式	簡易調査 簡易・重点項目 【陸上】 (m)		簡易調査 簡易・重点項目 【海上】 (m)		潜水調査 (m)		詳細調査	
						○		○		○		○	
1	A-1	防波堤	南防波堤	98.8	混成堤	○	98.8	○	98.8	○	98.8		
2	A-2	防波堤	北防波堤	310.7	混成堤	○	310.7	○	310.7		0.0		
3	A-3	防波堤	沖防波堤	70.0	コンクリートブロック傾斜堤		0.0	○	70.0		0.0		
4	A-4	防波堤	南防波堤	50.0	コンクリートブロック傾斜堤		0.0	○	50.0		0.0		
5	A-5	防波堤	南防波堤	122.0	直立堤	○	122.0	○	122.0	○	122.0		
6	E-1	護岸	南護岸	21.0	直立堤	○	21.0	○	21.0		0.0		
7	E-2	護岸	南護岸	49.6	直立堤	○	49.6	○	49.6		0.0		
8	E-4	護岸	北護岸	30.5	直立堤	○	30.5	○	30.5		0.0		
9	E-5	護岸	北護岸	32.1	混成堤	○	32.1	○	32.1		0.0		
10	E-6	護岸	北護岸	21.7	混成堤	○	21.7	○	21.7		0.0		
11	F-1	突堤	突堤	60.0	直立波消堤	○	60.0	○	60.0	○	60.0		
12	F-2	突堤	突堤	20.0	直立波消堤	○	20.0	○	20.0	○	20.0		
13	G-1	物揚場	-2.0m物揚場	100.0	直立堤	○	100.0	○	100.0	○	100.0		
14	G-2	物揚場	-2.0m物揚場	144.6	直立堤	○	144.6	○	144.6	○	144.6		
15	H-2	船揚場	北の脇船揚場	70.0	引き揚げ方式	○	70.0	○	70.0		0.0		
16	I-1	岸壁	-3.0m岸壁	117.7	直立堤	○	117.7	○	117.7	○	117.7		
17	I-2	岸壁	-3.0m岸壁	110.0	直立堤	○	110.0	○	110.0	○	110.0		
18	J-1	浮栈橋	浮栈橋	50.0	浮体式係船岸	○	50.0	○	50.0	○	50.0	○	鋼材肉厚4箇所
合計				1,479	-	-	1,359	-	1,479	-	823	-	1